

○長崎県産業廃棄物税条例施行規則

平成17年3月1日
長崎県規則第5号

長崎県産業廃棄物税条例施行規則をここに公布する。

長崎県産業廃棄物税条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎県産業廃棄物税条例(平成16年長崎県条例第44号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(課税の特例)

第3条 条例第5条第1号の規則で定める場合とは、次に掲げる場合をいう(第4条第2項の規定により振興局長が課税の特例に係る焼却施設として認定したもの(以下「認定施設」という。))による産業廃棄物の焼却処理の場合に限る。)

(1) 焼却処理又は発生した燃え殻の利用が、次のいずれかに該当する場合

ア 産業廃棄物を原料又は原料及び燃料として自らの製品若しくは中間行程にある製品(有価で在庫がたな卸資産として会計処理されているもの)に限る。以下「製品等」という。)又は焼却処理以後の製造工程を経ることによって製品等を製造するとき。

イ 燃え殻を材料として土壌環境基準(平成3年環境庁告示第46号)に適合する製品等を製造し、又は認定施設から生じる燃え殻の全てが、一般に流通する製品の製造工程として処理を委託されて製造の用に供され、若しくは他者(燃え殻の対価又は運搬について負担する者に限る。)に肥料(肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第2条第1項に規定する肥料で、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されるものとして認められないものをいう。)として提供されるとき。

(2) 焼却処理する際の熱を回収して発電を行い、自己の事業活動に必要な電力を全て賄った上で余剰電力を売却する場合

(3) 焼却処理する際の熱を回収し、専ら製品等の製造工程に利用する場合(回収された熱量が装置等で判定できる場合に限る。)

2 条例第5条第2号の規則で定める場合とは、次に掲げる場合をいう。

(1) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第21条第5項若しくは第23条第4項又は牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第7条第2項に規定する焼却を認定施設で行う場合

(2) 地方公共団体の長が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)その他の法令に基づかず投棄された産業廃棄物の焼却処理又は最終処分を行う場合(振興局長があらかじめ承認した場合に限る。)

(3) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条第1項に規定する激甚災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第4項に規定する武力攻撃災害の復旧事業により発生した産業廃棄物を焼却処理又は最終処分する場合

(4) その他前3号に類するものとして知事が認める場合

(令3規則81・一部改正)

(課税の特例に係る焼却施設の認定)

第4条 課税の特例に係る焼却施設の認定を受けようとする特別徴収義務者又は納税者は、認定を受けようとする日の20日前までに、申請書に前条第1項各号又は同条第2項第1号の焼却処理を行う施設であることを証するに足りる書類を添えて振興局長に提出しなければならない。

2 振興局長は、前項の申請書を受理した場合において、その内容が適当と認めるときはこれを認定し、不適当と認めるときはこれを棄却し、その旨を当該申請を行った者に対し通知するものとする。3 前項の規定により認定の通知を受けた者は、毎年3月末日までに、振興局長に対し当該認定に係る焼却施設の継続を届け出なければならない。4 第2項の規定により認定の通知を受けた者は、認定事由が消滅する場合は、あらかじめ振興局長に届け出なければならない。5 振興局長は、前項の届出があった場合その他認定事由の消滅を確認した場合は、遅滞なく認定を取り消し、その旨を当該届出を行った者又は取消しに係る焼却施設を設置する者に対し通知するものとする。

(不法投棄産業廃棄物の撤去に係る課税の特例の承認)

第5条 第3条第2項第2号に該当する地方公共団体の長は、課税の特例を受けようとする焼却施設又は最終処分場への搬入を行う日の10日前までに、申請書に第3条第2項第2号の焼却処理又は最終処分を行うことを証するに足りる書類を添えて振興局長に提出しなければならない。

2 振興局長は、前項の申請書を受理した場合において、その内容が適当と認めるときはこれを承認し、不適当と認めるときはこれを棄却し、その旨を当該申請を行った地方公共団体の長に対し通知するものとする。この場

合において、承認するときは、当該承認に係る搬入が行われる焼却施設又は最終処分場を設置する者に対し通知書の写しを交付するものとする。

- 3 **前項**の承認の通知を受けた地方公共団体の長は、当該承認に係る産業廃棄物の焼却処理又は最終処分が終了した場合は遅滞なく、当該産業廃棄物の総重量について、振興局の長に対し報告を行わなければならない。
(課税標準)

第6条 **条例第6条ただし書**の規則で定めるところにより換算して得られた重量とは、**次の表**の左欄に掲げる産業廃棄物の種類(種類ごとに体積を計測できない産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類による。)に応じ、それぞれ**同表**の右欄に掲げる換算係数を当該産業廃棄物の体積に乗じて得た重量とする。

産業廃棄物の種類	換算係数
(1) 燃え殻	1.14
(2) 汚泥	1.10
(3) 廃油	0.90
(4) 廃酸	1.25
(5) 廃アルカリ	1.13
(6) 廃プラスチック類	0.35
(7) 紙くず	0.30
(8) 木くず	0.55
(9) 繊維くず	0.12
(10) 動植物性残さ	1.00
(11) 動物系固形不要物	1.00
(12) ゴムくず	0.52
(13) 金属くず	1.13
(14) ガラスくず、コンクリートくず((16)を除く。)及び陶磁器くず	1.00
(15) 鉱さい	1.93
(16) がれき類	1.48
(17) 動物のふん尿	1.00
(18) 動物の死体	1.00
(19) ばいじん	1.26
(20) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第2条第13号に掲げる産業廃棄物	1.00
備考	
1 この表の(1)から(6)までに掲げる産業廃棄物の種類は、廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる産業廃棄物(7)から(20)までに掲げるものを除く。)を、(7)から(19)までに掲げる産業廃棄物の種類は、廃棄物処理法施行令第2条第1号から第12号までの各号にそれぞれ掲げる産業廃棄物をいう。	
2 この表の換算係数は、1立方メートル当たりのトン数とする。	

(特別徴収義務者の証票を紛失した場合の措置等)

第7条 特別徴収義務者は、特別徴収義務者証を紛失し、又は著しく破損し、若しくは汚損したときは、振興局の長に対し遅滞なく再交付の申請を行わなければならない。

- 2 振興局の長は、**前項**の規定による申請があった場合において、**同項**に掲げる事実に誤りがないと認めるときは、特別徴収義務者証を再交付しなければならない。
(申告義務の免除)

第8条 振興局の長は、**第4条第2項**に規定する認定を行った場合において、徴収すべき産業廃棄物税額が全く生じないと認めるときは、納入申告書の提出を免除することができる。
(徴収猶予)

第9条 **条例第12条第1項後段**の規則で定める要件とは、**同条第2項**の徴収猶予の申請をした日前3年以内において産業廃棄物税に係る徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近における産業廃棄物税に係る徴収金の納入状況からみてその徴収猶予された期間の末日までに当該徴収猶予に係る産業廃棄物税を納入することが確実と認められることとする。

2 **条例第12条第1項後段**の規定により徴収猶予の担保を提供する者は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の10の規定による担保の提供手続をするほか、同条の規定により知事に提出する書類に担保提供書を添えて振興局の長に提出しなければならない。

3 振興局の長は、**前項**の規定により担保を徴した後その必要がなくなった場合には、これを解除し、その旨を当該担保の提供者に通知するものとする。

(減免)

第10条 [条例第15条第1項](#)に規定する特別の事情がある場合とは、[次の各号](#)に掲げる場合をいう。

- (1) 火災、盗難その他避けることのできない事情により事業の継続が困難となった場合
 - (2) 指定副産物(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第13項に規定するものをいう。)である産業廃棄物を[条例](#)の施行の日前に公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の免許を受けた区域内に搬入する場合
 - (3) その他知事が特別の事情があると認める場合
- 2 産業廃棄物税の減免を受けようとする者は、申請書に[前項各号](#)に該当することを証するに足りる書類を添えて、[条例第14条各号](#)に掲げる納期限までに提出しなければならない。
- 3 振興局長は、[前項](#)の申請書を受理した場合において、その内容の全部又は一部が適当と認めるときはその全部又は一部を承認し、不適当と認めるときはこれを棄却し、その旨を当該申請を行った者に対し通知するものとする。
- 4 [条例第15条第1項](#)に規定する知事が必要と認める額は、[次の各号](#)に掲げる額とする。
- (1) [第1項第1号](#)に掲げる場合 全額
 - (2) [第1項第2号](#)に掲げる場合 税額の2分の1
 - (3) [第1項第3号](#)に掲げる場合 知事が必要と認める額
- (令3規則81・一部改正)

(納税管理人の選定免除の認定等の手続)

第11条 [条例第17条第2項](#)の規定により認定を受けようとする者は、納税管理人を定める必要を生じた日から10日以内に、振興局長に対し申請を行わなければならない。

(帳簿に記載する事項)

第12条 [条例第19条](#)の規則で定める事項は、[次の各号](#)に掲げるものとする。

- (1) 搬入の年月日
 - (2) 搬入された産業廃棄物の種類
 - (3) 搬入された産業廃棄物の重量([条例第6条ただし書](#)により産業廃棄物の重量を換算して得た場合は、体積)
 - (4) 特別徴収義務者にあつては、搬入にかかる処分の委託者の氏名又は名称及び廃棄物処理法第12条の3第1項の規定により当該委託者が交付した産業廃棄物管理票の交付番号(電子情報処理組織を使用している場合は登録番号)
 - (5) 搬入が[第3条第1項各号](#)及び[同条第2項各号](#)に該当する場合は、課税の特例に該当する旨
- 2 [条例第19条](#)の帳簿は、焼却施設又は最終処分場ごとに備えなければならない。

(賦課徴収)

第13条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、[長崎県税条例施行規則\(昭和47年長崎県規則第24号。以下この条において「県税規則」という。\)](#)の定めるところによる。この場合において、[県税規則第1条](#)中「長崎県税条例(昭和47年長崎県条例第7号。以下「条例」という。)」とあるのは「長崎県税条例(昭和47年長崎県条例第7号。以下「条例」という。)」及び長崎県産業廃棄物税条例(平成16年長崎県条例第44号。以下「産廃税条例」という。)」と、[第8条](#)中「条例又はこの規則」とあるのは「条例若しくは産廃税条例又はこの規則若しくは長崎県産業廃棄物税条例施行規則(平成17年長崎県規則第5号。以下「産廃税規則」という。)」と、[第14条](#)中「法人の事業税に係る中間納付額を還付し、若しくは充当する場合」とあるのは「法人の事業税に係る中間納付額を還付し、若しくは充当する場合又は産廃税条例第13条第1項及び第3項の規定により産業廃棄物税に係る徴収不能額等を還付し、若しくは充当する場合」と、[第54条](#)中「条例及びこの規則」とあるのは「条例及び産廃税条例並びにこの規則及び産廃税規則」とする。

- 2 法、政令、[条例](#)及びこの規則の規定による文書等の様式は、[別表](#)の左欄に掲げる根拠条項に応じ、[同表](#)の中欄に掲げる様式によるほか、[県税規則](#)に定める様式に必要な調整を加えた様式によることができる。この場合において、[県税規則別表](#)中「法第16条第1項、第16条の3第1項、第16条の4第3項」とあるのは「法第16条第1項、第16条の3第1項、第16条の4第3項、産廃税規則第9条第2項」と、「条例第7条第1項」とあるのは「条例第7条第1項、産廃税条例第17条第1項」と、「条例第7条第2項」とあるのは「条例第7条第2項、産廃税条例第17条第2項」と、「法第74条の20、第74条の23、第74条の24」とあるのは「法第74条の20、第74条の23、第74条の24、第733条の16第4項、第733条の18第5項」と、「条例第98条」とあるのは「条例第98条、産廃税条例第18条」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日([次項](#)において「施行日」という。)から施行する。ただし、[第4条](#)及び[第5条](#)の規定は、公布の日から施行する。
- 2 施行日前において現に焼却処理を行っている中間処理業者に係る[第4条第1項](#)の適用については、施行日に産業廃棄物の焼却処理を開始する者とみなして、[同項](#)の規定を適用する。
- 3 当分の間、[第3条第2項第1号](#)中「焼却」とあるのは、「焼却及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第2条第13号に掲げる産業廃棄物のうち牛に係るものの焼却処理」と読み替えるものとする。

附 則(平成17年規則第56号)

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
(様式に関する経過措置)
- この規則による改正前の長崎県産業廃棄物税条例施行規則に定める様式のうち、この規則で定める様式に対応する様式については、この規則に規定する様式とみなして、当分の間使用することができる。

附 則(平成20年規則第35号)

(施行期日)

- この規則は、平成20年12月1日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- この規則による改正前の長崎県産業廃棄物税条例施行規則に定める様式のうち、この規則に定める様式に対応する様式については、この規則に規定する様式とみなして、当分の間使用することができる。

附 則(平成21年規則第26号)

(施行期日)

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- この規則による改正前の長崎県産業廃棄物税条例施行規則に定める様式のうち、この規則に定める様式に対応する様式については、この規則に規定する様式とみなして、当分の間使用することができる。

附 則(平成27年12月22日規則第41号)

(施行期日)

- この規則は、平成28年1月1日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- この規則による改正前の長崎県産業廃棄物税条例施行規則に定める様式のうち、この規則による改正後の長崎県産業廃棄物税条例施行規則に定める様式に対応する様式は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の施行前に行われた産業廃棄物税の賦課徴収の手続において当分の間使用することができる。

附 則(平成28年3月31日規則第29号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月24日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年11月2日規則第81号)

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- この規則による改正前の長崎県産業廃棄物税条例施行規則に定める様式のうち、この規則による改正後の長崎県産業廃棄物税条例施行規則(以下「新規則」という。)に定める様式に対応する様式については、新規則に規定する様式とみなして、当分の間使用することができる。

別表(第13条第2項関係)

根拠条項	様式名	様式番号
規則第4条第1項、第3項	産業廃棄物税課税の特例に係る焼却施設認定申請・継続届出書	様式第1号
規則第4条第2項	産業廃棄物税課税の特例に係る焼却施設認定・棄却通知書	様式第2号
規則第4条第4項	産業廃棄物税課税の特例に係る焼却施設認定事由消滅届出書	様式第3号
規則第4条第5項	産業廃棄物税課税の特例に係る焼却施設認定取消通知書	様式第4号
規則第5条第1項	産業廃棄物税課税の特例承認申請書(地方公共団体が行う不法投棄産業廃棄物の撤去に係るもの)	様式第5号
規則第5条第2項	産業廃棄物税課税の特例承認・棄却通知書(地方公共団体が行う不法投棄産業廃棄物の撤去に係るもの)	様式第6号
規則第5条第3項	産業廃棄物税課税の特例実績報告書(地方公共団体が行う不法投棄産業廃棄物の撤去に係るもの)	様式第7号
条例第10条第1項	産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書	様式第8号
条例第10条第2項	産業廃棄物税特別徴収義務者登録通知書	様式第9号
	産業廃棄物税特別徴収義務者証	様式第10号
条例第10条第5項	産業廃棄物税特別徴収義務者登録事項変更届出書	様式第11号
	産業廃棄物税特別徴収義務消滅届出書	様式第12号

規則第7条第1項	産業廃棄物税特別徴収義務者証再交付申請書	様式第13号
条例第11条	産業廃棄物税納入申告書	様式第14号
条例第12条第1項、第2項	産業廃棄物税徴収猶予申請書	様式第15号
規則第9条第3項	産業廃棄物税徴収猶予に係る担保解除通知書	様式第16号
条例第13条第1項、第2項	産業廃棄物税徴収不能額等の還付・納入義務免除申請書	様式第17号
条例第13条第1項	産業廃棄物税徴収不能額等の還付・納入義務免除の承認・一部承認・棄却通知書	様式第18号
条例第14条第1項	産業廃棄物税納付申告書	様式第19号
条例第14条第2項	産業廃棄物税修正申告書	様式第20号
条例第15条第2項	産業廃棄物税減免申請書	様式第21号
規則第10条第3項	産業廃棄物税減免承認・一部承認・棄却通知書	様式第22号
条例第16条第1項	産業廃棄物税焼却施設又は最終処分場の設置届出書	様式第23号
条例第16条第2項	産業廃棄物税焼却施設又は最終処分場の設置届出事項変更届出書	様式第24号

[様式第1号](#)

(令3規則81・一部改正)

様式第2号

産業廃棄物税課税の特例に係る焼却施設 認定 通知書		
第 年 月 日		
住所又は所在地		
氏名又は名称及び代表者氏名 様		
施設の名称及び所在地		
登録番号		
長崎県 [印]		
年 月 日付けで申請のあった課税の特例に係る焼却施設認定申請について、下記のとおり決定したので通知します。		
記		
<input type="checkbox"/> 下記内容のとおり認定します。 <input type="checkbox"/> 申請を棄却します。		
認定年月日又は棄却年月日	年 月 日	
認定された申請の内容又は棄却された申請の内容	申請の区分	長崎県産業廃棄物税条例施行規則第3条第 項第 号該当
	施設の種類	
	特例を受ける搬入に係る産業廃棄物の種類	
	製品・電力等の販売・提供先	
	搬入開始(予定)年月日	年 月 日
棄却の理由等		
施設を認定する場合の申告納入(付)義務について	<input type="checkbox"/> 免除する <input type="checkbox"/> 免除しない	

(注) 1 認定を受けた場合は、認定決定日以後の搬入から、課税の特例が適用されます。認定要件に該当しないと認められた場合は、認定は取り消され、当該要件を欠くこととなった日以後の搬入から特例の適用を受けられなくなり、申告納入(付)義務が生じることとなります。

2 当該認定内容の継続については、毎年3月31日までに焼却施設の継続届出書(様式第1号)を提出してください。

3 当該認定内容に該当しなくなる場合は、認定事由消滅届出書(様式第3号)をあらかじめ提出してください。

(備考) 長崎県税条例施行規則(昭和47年長崎県規則第24号)様式第9号の2備考に準じた教示の文言を付すこと。

様式第3号

(令3規則81・一部改正)

様式第3号

受付印 年 月 日 長崎県 長 宛 者		住所又は所在地		登録番号	
		氏名又は名称及び代表者名			
		個人番号又は法人番号		右つめてご記入ください	
		応答部署名及び担当者氏名		(電話)	
		焼却施設		名称	
				所在地	
				(電話)	
産業廃棄物税課税の特例に係る焼却施設認定事由消滅届出書					
年 月 日付けの焼却施設の認定について、認定事由が消滅するので、長崎県産業廃棄物税条例施行規則第4条第4項の規定により届け出ます。					
認定事由が消滅した理由					
上記理由の発生年月日		年 月 日			
その他参考事項					

(注) 1 認定事由の消滅理由の発生年月日以後の搬入から特例の適用を受けられなくなり、申告納入(付)義務が生じることとなります。

様式第4号

様式第5号

受付印 年 月 日 長崎県 長 宛 者		申 請 者	所 在 地	
			地方公共団体名並びに 長の氏名及び印	(印)
			応 答 部 署 名 及び 担 当 者 氏 名	(電話)
産業廃棄物税課税の特例承認申請書 (地方公共団体が行う不法投棄産業廃棄物の撤去に係るもの)				
長崎県産業廃棄物税条例施行規則第3条第2項第2号に規定する焼却処理又は最終処分を行うので、第5条第1項の規定により課税の特例を承認されるよう申請します。				
産業廃棄物の撤去を 受託した者の氏名又は 名称並びに代表者名				
産業廃棄物の撤去を 受託した者の 住所又は所在地				
搬 入 開 始 (予 定) 年 月 日		年 月 日		
処理の 委託先	<input type="checkbox"/> 焼却施設	名 称		
	<input type="checkbox"/> 最終処分場 (該当するもの の□に \searrow 印)	所在地	(電話)	
搬 入 終 了 (予 定) 年 月 日		年 月 日		
搬 入 総 重 量 又 は 総 体 積 見 込 み (トン又は m^3)				
そ の 他 参 考 事 項				

- (注) 1 不法投棄の状況について、参考となる資料を添付してください。
 2 処理を行う焼却施設・最終処分場が複数ある場合は、この申請書は焼却施設・最終処分場ごとに作成し、提出してください。

様式第6号

様式第6号

産業廃棄物税課税の特例 承認 通知書 (地方公共団体が行う不法投棄産業廃棄物の撤去に係るもの)			
所在地		第	年 月 日
地方公共団体名 及び長の氏名		様	長崎県 印
<p>年 月 日付けで申請のあった課税の特例について、下記のとおり決定したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><input type="checkbox"/> 年 月 日付けで下記内容のとおり課税の特例を承認します。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請を棄却します。</p>			
産業廃棄物の撤去を受託した者の氏名又は名称並びに代表者名			
産業廃棄物の撤去を受託した者の住所又は所在地			
承認に係る申請の内容又は	搬入開始(予定)年月日		年 月 日
	処理委託先の施設	<input type="checkbox"/> 焼却施設	名称
		<input type="checkbox"/> 最終処分場 (該当するもの□に \searrow 印)	所在地
	搬入終了日 (予定)年月日		年 月 日
	搬入総重量又は 総体積見込み (トン又は m^3)		
棄却の理由等			

(注) 承認を受けた地方公共団体は、課税の特例の対象となる搬入が終了した場合は遅滞なく、産業廃棄物税課税の特例実績報告書(様式第7号)により報告を行ってください。

(備考) 長崎県税条例施行規則(昭和47年長崎県規則第24号)様式第9号の2備考に準じた教示の文言を付すこと。

[様式第7号](#)

様式第7号

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> 年 月 日 長崎県 長 宛 者		報	所 在 地	
		告	地方公共団体名並びに 長の氏名及び印	(印)
		者	応 答 部 署 名 及び 担 当 者 氏 名	(電話)
産業廃棄物税課税の特例実績報告書 (地方公共団体が行う不法投棄産業廃棄物の撤去に係るもの)				
年 月 日付けで承認された課税の特例に係る焼却処理又は最終処分が終了したので、長崎 県産業廃棄物税条例施行規則第5条第3項の規定により、その実績を報告します。				
搬入開始年月日		年 月 日		
処理 委の 託施 先設	<input type="checkbox"/> 焼却施設	名 称	(電話)	
	<input type="checkbox"/> 最終処分場 (該当するもの の□にㄥ印)	所在地		
搬入終了年月日		年 月 日		
搬入総重量又は総体積 (トン又は㎡)				
そ の 他 参 考 事 項				

(注) 1 不法投棄産業廃棄物の撤去状況について、参考となる資料を添付してください。

2 処理を行う焼却施設・最終処分場が複数ある場合は、この報告書は焼却施設・最終処分場ごとに作成し、提出してください。

様式第8号

(令3規則81・一部改正)

様式第8号

※ 登 録 番 号

受付印 年 月 日 長崎県 長 宛		申 請 者	住所又は所在地	
			氏名又は名称及び代表者名	
			個人番号又は法人番号	有つめてご記入ください
			応答部署名及び担当者氏名	(電話)
産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書				
長崎県産業廃棄物税条例第10条第1項の規定により、産業廃棄物税の特別徴収義務者としての登録を下記のとおり申請します。				
焼却 最終 施設 又は 処分場	名 称			
	所 在 地	(電話)		
	種 類 及 び 能 力 (該当するものの□に L印)	<input type="checkbox"/> 焼却施設 <input type="checkbox"/> 最終処分場	kg/h	m ²
	処 分 業 の 許 可 年 月 日	年 月 日		
	上 記 許 可 の 有 効 年 月 日	年 月 日		
	許 可 番 号	第 号		
	事 業 開 始 年 月 日	年 月 日		
他 の 産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 (明細は附表に記載) <input type="checkbox"/> 無			
※ 処 理 事 項	登 録 年 月 日	証 票 交 付 年 月 日		
	年 月 日	年 月 日		

- (注) 1 複数の施設を有する場合は、施設ごとに申請書を提出してください。
 2 産業廃棄物処分業許可証の写しのほか、焼却施設又は最終処分場の平面図及び敷地内の配置図を添付してください。
 3 申請を行う施設以外に産業廃棄物処分業の許可を受けて処理を行う施設又は施設の設置許可を受けた施設を有する場合は、附表に記載してください。
 4 ※印の欄は記入する必要はありません。

様式第8号附表

特別徴収義務者登録申請に係る他の産業廃棄物処理施設の明細

中間 処理 施設	名 称	
	施設の種類又は処理方法 (該当するものの□に✓印)	<input type="checkbox"/> 破砕 <input type="checkbox"/> 選別 <input type="checkbox"/> 中和 <input type="checkbox"/> 脱水 <input type="checkbox"/> その他 ()
	所 在 地	(電話)
中間 処理 施設	名 称	
	施設の種類又は処理方法 (該当するものの□に✓印)	<input type="checkbox"/> 破砕 <input type="checkbox"/> 選別 <input type="checkbox"/> 中和 <input type="checkbox"/> 脱水 <input type="checkbox"/> その他 ()
	所 在 地	(電話)
中間 処理 施設	名 称	
	施設の種類又は処理方法 (該当するものの□に✓印)	<input type="checkbox"/> 破砕 <input type="checkbox"/> 選別 <input type="checkbox"/> 中和 <input type="checkbox"/> 脱水 <input type="checkbox"/> その他 ()
	所 在 地	(電話)
中間 処理 施設	名 称	
	施設の種類又は処理方法 (該当するものの□に✓印)	<input type="checkbox"/> 破砕 <input type="checkbox"/> 選別 <input type="checkbox"/> 中和 <input type="checkbox"/> 脱水 <input type="checkbox"/> その他 ()
	所 在 地	(電話)
中間 処理 施設	名 称	
	施設の種類又は処理方法 (該当するものの□に✓印)	<input type="checkbox"/> 破砕 <input type="checkbox"/> 選別 <input type="checkbox"/> 中和 <input type="checkbox"/> 脱水 <input type="checkbox"/> その他 ()
	所 在 地	(電話)

(注) この様式は、様式第8号により登録の申請を行う場合において、申請を行う施設以外に産業廃棄物処分量の許可を受けて処理を行う施設又は施設の設置許可を受けた施設を有するときに添付してください。

様式第9号

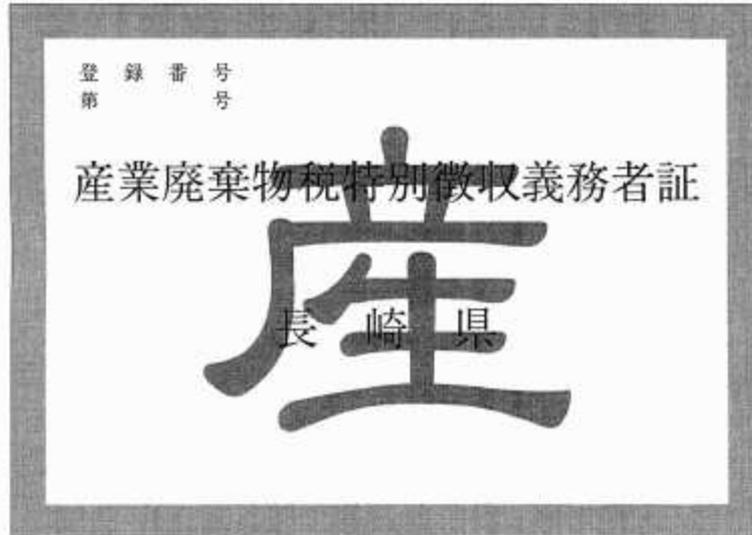
様式第9号

産業廃棄物税特別徴収義務者登録通知書		
住所又は所在地		第 年 月 日
氏名又は名称及び代表者氏名		様
		長崎県 [印]
<p>長崎県産業廃棄物税条例第10条第2項の規定に基づき、産業廃棄物税の特別徴収義務者として下記のとおり登録したので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
特別徴収義務者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者氏名	(電話)
最終処分場	<input type="checkbox"/> 焼却施設	名称
	<input type="checkbox"/> 最終処分場 (該当するもの□に \searrow 印)	所在地
		(電話)
特別徴収義務者登録番号		第 号
登録年月日		年 月 日

- (注) 1 別添の特別徴収義務者証は、焼却施設又は最終処分場の公衆に見やすい箇所に必ず提示してください。
- 2 この通知書の内容に変更を生じる場合は登録事項変更届出書(様式第11号)を、また特別徴収義務が消滅する場合は特別徴収義務消滅届出書(様式第12号)を提出してください。

様式第10号

様式第10号



備考 アルミはく製とし、大きさは、日本産業規格A6とする。
板面地色は銀色とし、「産」の模様と枠は橙色とし、文字は黒色とする。

様式第11号

(令3規則81・一部改正)

様式第11号

		登録番号		
(受付印)				
年 月 日 長崎県 長 宛 者	届	住所又は所在地		
		氏名又は名称及び代表者名		
	出	個人番号又は法人番号	<small>お印で記入ください</small>	
		応答部署名及び担当者氏名	(電話)	
		<input type="checkbox"/> 焼却施設 <input type="checkbox"/> 最終処分場 <small>(該当するものの□に印)</small>	名 称 所在地	(電話)
産業廃棄物税特別徴収義務者登録事項変更届出書				
長崎県産業廃棄物税条例第10条第5項の規定により、登録事項の変更を下記のとおり届け出ます。				
変更区分	① 特別徴収義務者の住所又は所在地 (電話番号) ② 特別徴収義務者の氏名又は名称並びに代表者氏名 ③ 焼却施設又は最終処分場の名称 (電話番号) ④ その他 ()			
変更区分番号	変 更 前	変 更 後	変更年月日	
変更の理由				
摘要				

(注) 定款及び住民票に異動がある場合は、その異動後のものを添付してください。

様式第12号

(令3規則81・一部改正)

様式第12号

		登 録 番 号		
(受付印)				
年 月 日 長 崎 県 長 宛	届	住 所 又 は 所 在 地		
		氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 名		
	出 者	個人番号又は法人番号		(印)
		応 答 部 署 名 及 び 担 当 者 氏 名		(電 話)
		<input type="checkbox"/> 焼却施設 <input type="checkbox"/> 最終処分場 (該当するもの の□にL印)	名 称 所 在 地	(電 話)
産業廃棄物税特別徴収義務消滅届出書				
長崎県産業廃棄物税条例第10条第5項の規定により、下記のとおり特別徴収義務の消滅を届け出るとともに、特別徴収義務者証を返納します。				
特別徴収義務が消滅することとなった理由				
上記理由の発生年月日	年	月	日	

(注) 1 特別徴収義務者証及び特別徴収義務が消滅したことを証する書類を添付してください。

様式第13号

(令3規則81・一部改正)

様式第14号

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		産業廃棄物税納入申告書		登録番号			
長崎県 長 宛	年 月 日 長 宛	申	住所又は所在地				
		告	氏名又は名称及び代表者名				
		者	個人番号又は法人番号	お印めでも記入ください			
		者	応答部署名 及び担当者氏名	(電話)			
		者	<input type="checkbox"/> 焼却施設 <input type="checkbox"/> 最終処分場 (該当するものの□にL印)	名称 所在地	(電話)		
申告の対象期間		年 月 日から 年 月 日まで					
期間中における処理施設への産業廃棄物の搬入量		①		千			トン
焼却施設のみ	規則第3条第1項第1号の課税の特例を受ける搬入量 (産業廃棄物を原料とした製品等を製造するための焼却施設への搬入)	②					
	規則第3条第1項第2号の課税の特例を受ける搬入量 (産業廃棄物による発電を行う焼却施設への搬入)	③					
	規則第3条第1項第3号の課税の特例を受ける搬入量 (産業廃棄物を焼却処理する際の焼却熱を回収し製品の製造工程に利用する焼却施設への搬入)	④					
	規則第3条第2項第1号の課税の特例を受ける搬入量 (BSEに関連した、患畜、牛の特定部位及び死亡牛などの焼却処理を行う焼却施設への搬入)	⑤					
	規則第3条第2項第2号の課税の特例を受ける搬入量 (地方公共団体が行う不法投棄産業廃棄物の撤去に係る焼却処理又は最終処分等知事が認める搬入)	⑥					
規則第3条第2項第3号の課税の特例を受ける搬入量 (激甚災害又は武力攻撃災害による復旧事業により発生した産業廃棄物の焼却処理又は最終処分などで知事が認める搬入)		⑦					
課税標準となる産業廃棄物の搬入量 ① - (②+③+④+⑤+⑥+⑦)		⑧					
この申告により申告納付すべき産業廃棄物税額 (⑧×800円/トン又は⑧×1,000円/トン)		⑨		百万		千	円
申告期限		年 月 日					
備考							

- (注) 1 この申告書は、特別徴収義務者が委託により焼却処理又は最終処分を行った場合に使用してください。なお、特別徴収義務者が委託により中間処理を行った後自ら焼却処理又は最終処分を行った場合は、別途様式第19号を作成して申告納付を行ってください。
- 2 ①欄については、附表を必ず添付してください。
- 3 ⑨欄については、搬入ごとに1円未満の税額を切り捨てた場合は、その合計を記載してください。
- 4 申告書の提出期限後に申告納入されると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。
- 5 規則第3条第2項第4号の場合は、⑤～⑦で類するものに記載してください。

様式第15号

(令3規則81・一部改正)

様式第16号

産業廃棄物税徴収猶予に係る担保解除通知書	
第 年 月 日	
特別徴収義務者	
住所又は所在地	
氏名又は名称及び代表者氏名 様	
施設の名称及び所在地	
登録番号	
担保提供者	
住所又は所在地	
氏名又は名称及び代表者氏名 様	
長崎県 印	
年 月 日付産業廃棄物税徴収猶予にかかる担保提供書により提出された下記担保物等は、下記の理由により担保を解除しましたので通知します。	
担保を解除した物件等の明細	
解除の理由	
担保を解除した年 月 日	
登記をまつ消した年 月 日	
摘要	

様式第17号

(令3規則81・一部改正)

様式第17号

		登録番号	
長崎県 長 宛 年 月 日 受付印	申 請 者	住所又は所在地	
		氏名又は名称及び代表者名	
		個人番号又は法人番号	※印で記入ください
		応答部署名及び担当者氏名	(電話)
		<input type="checkbox"/> 焼却施設 <input type="checkbox"/> 最終処分場 (該当するもの <input type="checkbox"/> にL印)	名称 所在地 (電話)
産業廃棄物税徴収不能額等の 還 付 申請書 納入義務免除			
長崎県産業廃棄物税条例第13条第2項の規定による徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を受けたいので、下記のとおり申請します。			
還付又は納入義務の免除を受けようとする額の総額(②欄の総合計)		円	
区 分	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
還付又は納入義務の免除の別 (還付の場合は納入年月日)	還付・納入義務免除 (年 月 日)	還付・納入義務免除 (年 月 日)	還付・納入義務免除 (年 月 日)
徴収不能となった、又は失った処理料金	円	円	円
還付又は納入義務免除を受けようとする、徴収不能となった、又は失った税額 (還付の場合は納入済税額)	円	円	円
②に係る搬入重量	トン	トン	トン
産業廃棄物の委託者の住所及び氏名(法人にあっては法人の所在地、名称及び代表者の名称)			
還付又は納入義務の免除を受けようとする理由			
その他参考となる事由			

(注) 1 この申請書には、産業廃棄物税の還付又は納入義務の免除を受けようとする理由を証する書類(契約書・条例第19条の帳簿・売掛金明細書・未収金台帳等の写し又は罹災証明書等)を添付してください。
 2 ②欄については、搬入ごとに1円未満の税額を切り捨てた場合は、その合計を記載してください。また、徴収不能となった税額に充当すべき額(配当など)がある場合は、その額を控除した税額を記載してください。

様式第18号

様式第18号

産業廃棄物税徴収不能額等の還付（納税義務免除）の承認一部承認却通知書				
第 年 月 日				
住所又は所在地				
氏名又は名称及び代表者氏名 様				
施設の名称及び所在地				
登録番号 長崎県 [印]				
年 月 日付けで申請のあった産業廃棄物税徴収不能額等の還付（納入義務免除）について、下記のとおり決定したので、通知します。				
記				
<input type="checkbox"/> 下記のとおり還付（一部還付）します。 <input type="checkbox"/> 下記のとおり納入義務を免除（一部免除）します。 <input type="checkbox"/> 申請を棄却します。				
処分の内容	徴収すべき期間	還付（免除）申請税額	還付（免除）決定税額	摘 要
	年 月 日から 年 月 日まで	円	円	
	年 月 日から 年 月 日まで			
	年 月 日から 年 月 日まで			
	年 月 日から 年 月 日まで			
一部承認の理由又は				

(備考) 長崎県税条例施行規則（昭和47年長崎県規則第24号）様式第9号の2備考に準じた教示の文言を付すこと。

様式第19号

(令3規則81・一部改正)

様式第19号

産業廃棄物税納付申告書		登録番号			
受付印 年 月 日 長崎県 長 宛	申 告 者	住所又は所在地			
		氏名又は名称及び代表者名			
		個人番号又は法人番号		右つめてご記入ください	
		応答部署名及び担当者氏名 <input type="checkbox"/> 焼却施設		(電話)	
		<input type="checkbox"/> 最終処分場 (該当するものの□にL印)		名称 所在地	(電話)
申告の対象期間		年 月 日から	年 月 日まで		
期間中における処理施設への産業廃棄物の搬入量		①	千	トン	
焼 却 施 設 の み	規則第3条第1項第1号の課税の特例を受ける搬入量 (産業廃棄物を原料とした製品等を製造するための焼却施設への搬入)		②		
	規則第3条第1項第2号の課税の特例を受ける搬入量 (産業廃棄物による発電を行う焼却施設への搬入)		③		
	規則第3条第1項第3号の課税の特例を受ける搬入量 (産業廃棄物を焼却処理する際の焼却熱を回収し製品の製造工程に利用する焼却施設への搬入)		④		
	規則第3条第2項第1号の課税の特例を受ける搬入量 (BSEに関連した、患畜、牛の特定部位及び死亡牛などの焼却処理を行う焼却施設への搬入)		⑤		
	規則第3条第2項第2号の課税の特例を受ける搬入量 (地方公共団体が行う不法投棄産業廃棄物の撤去に係る焼却処理又は最終処分等知事が認める搬入)		⑥		
規則第3条第2項第3号の課税の特例を受ける搬入量 (激甚災害又は武力攻撃災害による復旧事業により発生した産業廃棄物の焼却処理又は最終処分などで知事が認める搬入)		⑦			
課税標準となる産業廃棄物の搬入量 ① - (②+③+④+⑤+⑥+⑦)		⑧			
この申告により申告納付すべき産業廃棄物税額 (⑧×800円/トン 又は ⑧×1,000円/トン)		⑨	百万	千	円
特別徴収 義務者のみ	⑧のうち委託契約による産業廃棄物の搬入量		⑩	千	トン
	委託契約による搬入にかかる産業廃棄物税額 (⑩×800円/トン 又は ⑩×1,000円/トン)		⑪	百万	千
申告期限		年 月 日			
備考					

- (注) 1 この申告書は、次の場合に使用してください。
- (1) 納税者が自ら焼却処理又は最終処分を行った場合
 - (2) 特別徴収義務者が委託により中間処理を行った後自ら焼却処理又は最終処分を行った場合。
 - 2 ①欄については、附表1を必ず添付してください。なお、自社処分と委託処分を併せて行う特別徴収義務者は、⑩欄についての附表2を併せて添付してください。
 - 3 ⑨欄及び⑩欄については、搬入ごとに1円未満の税額を切り捨てた場合は、その合計を記載してください。
 - 4 申告書の提出期限後に申告納付されると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。
 - 5 規則第3条第2項第4号の場合は、⑤～⑦で類するものに記載してください。

様式第19号附表1

登録番号	
期間中における処理施設への産業廃棄物の搬入量に関する明細書	
年 月 日から	

申告の対象期間		年 月 日まで			
産業廃棄物の種類	搬入重量 (トン) (ア)	重量の計測が困難な場合			合計重量(トン) (ア)+(イ)
		体積(m ³) (A)	換算係数 (B)	換算重量 (トン) (A)×(B)= (イ)	
燃 え 殻	.	.	1.14	.	.
汚 泥	.	.	1.10	.	.
廃 油	.	.	0.90	.	.
廃 酸	.	.	1.25	.	.
廃 ア ル カ リ	.	.	1.13	.	.
廃 プ ラ ス チ ッ ク 類	.	.	0.35	.	.
紙 く ず	.	.	0.30	.	.
木 く ず	.	.	0.55	.	.
織 維 く ず	.	.	0.12	.	.
動 植 物 性 残 さ	.	.	1.00	.	.
動 物 系 固 形 不 要 物	.	.	1.00	.	.
ゴ ム く ず	.	.	0.52	.	.
金 属 く ず	.	.	1.13	.	.
ガラスくず、コンクリートくず(がれき類を除く)及び陶磁器くず	.	.	1.00	.	.
鉱 さ い	.	.	1.93	.	.
が れ き 類	.	.	1.48	.	.
動 物 の ふ ん 尿	.	.	1.00	.	.
動 物 の 死 体	.	.	1.00	.	.
ば い じ ん	.	.	1.26	.	.
廃棄物処理法施行令第2条第13号に掲げる廃棄物	.	.	1.00	.	.
合 計	.	/	/	.	(申告書①欄に転記)

- (注) 1 この明細書は、様式第19号①欄の内訳として同様式に必ず添付して提出してください。
 2 換算係数(B欄)は変更できません。
 3 課税の特例については、特例の要件(様式第19号②～⑦欄)ごとに別途この明細書を作成してください。

様式第20号

産業廃棄物税修正申告書		登録番号			
(受付印)					
年 月 日 長崎県 長 宛	申	住所又は所在地			
	告	氏名又は名称及び代表者名			
	者	個人番号又は法人番号 右つめでご記入ください			
	者	応答部署名及び担当者氏名 (電話) <input type="checkbox"/> 焼却施設 名称 <input type="checkbox"/> 最終処分場 (該当するものの□に☑印) 所在地 (電話)			
申告の対象期間		年 月 日から 年 月 日まで			
期間中における処理施設への産業廃棄物の搬入量		①	千	トン	
焼却施設のみのみ	規則第3条第1項第1号の課税の特例を受ける搬入量 (産業廃棄物を原料とした製品等を製造するための焼却施設への搬入)	②			
	規則第3条第1項第2号の課税の特例を受ける搬入量 (産業廃棄物による発電を行う焼却施設への搬入)	③			
	規則第3条第1項第3号の課税の特例を受ける搬入量 (産業廃棄物を焼却処理する際の焼却熱を回収し製品の製造工程に利用する焼却施設への搬入)	④			
	規則第3条第2項第1号の課税の特例を受ける搬入量 (BSEに関連した、患畜、牛の特定部位及び死亡牛などの焼却処理を行う焼却施設への搬入)	⑤			
規則第3条第2項第2号の課税の特例を受ける搬入量 (地方公共団体が行う不法投棄産業廃棄物の撤去に係る焼却処理又は最終処分等知事が認める搬入)		⑥			
規則第3条第2項第3号の課税の特例を受ける搬入量 (激甚災害又は武力攻撃災害による復旧事業により発生した産業廃棄物の焼却処理又は最終処分などで知事が認める搬入)		⑦			
課税標準となる産業廃棄物の搬入量 ① - (②+③+④+⑤+⑥+⑦)		⑧			
申告納付すべき産業廃棄物税額 (⑧×800円/トン 又は ⑧×1,000円/トン)		⑨	百万	千	円
既に納付の確定した産業廃棄物税額 (納付申告書(様式第19号)⑩欄から転記)		⑩	百万	千	円
この修正申告により申告納付すべき産業廃棄物税額 ⑨-⑩		⑪	百万	千	円
申告期限		年 月 日			
備考					

- (注) 1 この申告書は、様式第19号の申告内容を修正する場合に使用してください。
 2 ①欄については、附表を必ず添付してください。
 3 ⑨欄については、搬入ごとに1円未満の税額を切り捨てた場合は、その合計を記載してください。
 4 延滞金及び過少申告加算金が徴収される場合があります。
 5 規則第3条第2項第4号の場合は、⑤～⑦で類するものに記載してください。

様式第20号附表

期間中における処理施設への産業廃棄物の搬入量に関する明細書		登録番号			
		年 月 日から			

申告の対象期間	年 月 日まで			合計重量(トン) (ア)+(イ)
	搬入重量 (トン) (ア)	重量の計測が困難な場合		
産業廃棄物の種類		体積 (m^3) (A)	換算係数 (B)	換算重量 (トン) (A)×(B)= (イ)
燃 え 殻	.		1.14	.
汚 泥	.		1.10	.
廃 油	.		0.90	.
廃 酸	.		1.25	.
廃 ア ル カ リ	.		1.13	.
廃 プ ラ ス チ ッ ク 類	.		0.35	.
紙 く ず	.		0.30	.
木 く ず	.		0.55	.
織 維 く ず	.		0.12	.
動 植 物 性 残 さ	.		1.00	.
動 物 系 固 形 不 要 物	.		1.00	.
ゴ ム く ず	.		0.52	.
金 属 く ず	.		1.13	.
ガラスくず、コンクリートくず(がれき類を除く)及び陶磁器くず	.		1.00	.
鋳 さ い	.		1.93	.
が れ き 類	.		1.48	.
動 物 の ふ ん 尿	.		1.00	.
動 物 の 死 体	.		1.00	.
ば い じ ん	.		1.26	.
廃棄物処理法施行令第2条第13号に掲げる廃棄物	.		1.00	.
合 計	.			(申告書①欄に転記)

- (注) 1 この明細書は、様式第20号①欄の内訳として同様式に必ず添付して提出してください。
 2 換算係数(B欄)は変更できません。
 3 課税の特例については、特例の要件(様式第20号②～⑦欄)ごとに別途この明細書を作成してください。

様式第21号

(令3規則81・一部改正)

様式第21号

		※ 整理番号			
長崎県 長 宛 申請者	受付印 年 月 日	住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者名 個人番号又は法人番号	(電話)		
	応答部署名 及び担当者氏名	(電話)			
	<input type="checkbox"/> 焼却施設 <input type="checkbox"/> 最終処分場 (該当するもの の□に☑印)	名称 所在地	(電話)		
	産業廃棄物税減免申請書				
	長崎県産業廃棄物税条例施行規則第10条第2項の規定により、下記のとおり、産業廃棄物税を減免されるよう申請します。				
記					
申請理由 (該当する ものの□ に☑印)	<input type="checkbox"/> 1 長崎県産業廃棄物税条例施行規則第10条第1項第1号による(災害、盗難その他避けることのできない事情により事業の継続が困難となった場合) <input type="checkbox"/> 2 同規則第10条第1項第2号による(指定副産物である産業廃棄物を条例の施行日前に公有水面埋立法第2条第1項の免許を受けた区域内に搬入する場合) <input type="checkbox"/> 3 同規則第10条第1項第3号による(その他知事が特別の事情があると認める場合)				
減免を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで				
上記期間中における処理施設への産業廃棄物の搬入量(附表より転記)	①	トン			
①にかかる申告納付すべき税額 (①×800円/トン又は①×1,000円/トン)	②	円			
減免を受けようとする税額	③	円			
減免後の税額(②-③)	④	円			
④にかかる申告納付期限	⑤	年 月 日			
減免を受けようとする具体的な理由					

- (注) 1 この申請書は焼却施設又は最終処分場ごとに提出してください。
 2 減免を受けようとする期間が2以上の申告期をまたがる場合は、申告期ごとに提出してください。
 3 申請理由1にあつては、附表を必ず添付してください。併せて、罹災届出書等、申請理由を証明する書類を添付してください。
 4 ※の欄は、記入する必要はありません。

様式第21号附表

		※ 整理番号			
期間中における処理施設への産業廃棄物の搬入量に関する明細書					

減免を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで			合計重量(トン) (ア)+(イ)	
	搬入重量 (トン) (ア)	重量の計測が困難な場合			
産業廃棄物の種類		体積 (m^3) (A)	換算係数 (B)	換算重量 (トン) (A)×(B)= (イ)	
燃 え 殻	.		1.14	.	.
汚 泥	.		1.10	.	.
廃 油	.		0.90	.	.
廃 酸	.		1.25	.	.
廃 アルカリ	.		1.13	.	.
廃プラスチック類	.		0.35	.	.
紙 くず	.		0.30	.	.
木 くず	.		0.55	.	.
織 維 くず	.		0.12	.	.
動植物性残さ	.		1.00	.	.
動物系固形不要物	.		1.00	.	.
ゴ ム くず	.		0.52	.	.
金 属 くず	.		1.13	.	.
ガラスくず、コンクリートくず(がれき類を除く)及び陶磁器くず	.		1.00	.	.
鉱 さ い	.		1.93	.	.
が れ き 類	.		1.48	.	.
動物のふん尿	.		1.00	.	.
動物の死体	.		1.00	.	.
ば い じ ん	.		1.26	.	.
廃棄物処理法施行令第2条第13号に掲げる廃棄物	.		1.00	.	.
合 計	.	/	/	.	(申告書①欄に転記)

(注) 1 この明細書は、災害、盗難等による減免申請を行う場合に、様式第21号に添付してください。

2 ※印の欄は、記入する必要はありません。

様式第22号

様式第22号

承認 産業廃棄物税減免一部承認通知書 棄却	
第 年 月 日	
住所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 様 施設の名称及び所在地 長崎県 [印]	
年 月 日付で申請のあった産業廃棄物税の減免について下記のとおり決定したので、通知します。	
記 <input type="checkbox"/> 下記のとおり承認（一部承認）します。 <input type="checkbox"/> 申請を棄却します。	
減免理由	長崎県産業廃棄物税条例施行規則第10条第1項第 号
減免する期間	年 月 日から 年 月 日まで
減免する内容	上記期間における課税標準 ① トン
	①にかかる申告納付すべき税額 (①×800円/トン又は①×1,000円/トン) ② 円
	減免を受けようとする税額 ③ 円
	減免後の税額 (②-③) ④ 円
	④に係る申告納付期限 ⑤ 年 月 日
棄却（一部承認）の理由	

(備考) 長崎県税条例施行規則（昭和47年長崎県規則第24号）様式第9号の2備考に準じた教示の文言を付すこと。

様式第23号

(令3規則81・一部改正)

様式第23号

年 月 日 長崎県 長 宛		届 出 者	住所又は所在地		
			氏名又は名称及び代表者名		
			個人番号又は法人番号		
			応 答 部 署 名 及 び 担 当 者 氏 名		
		(電話)			
産業廃棄物税焼却施設又は最終処分場の設置届出書					
長崎県産業廃棄物税条例第16条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。					
焼 却 施 設 又 は 場	名 称				
	所 在 地		(電話)		
	種 類 及 び 能 力 (該 当 す る も の の □ に レ 印)		<input type="checkbox"/> 焼却施設	kg/h	
			<input type="checkbox"/> 最終処分場	m ³	
	施 設 設 置 の 許 可 年 月 日		年 月 日		
	許 可 番 号		第 号		
	利 用 開 始 年 月 日		年 月 日		
所 有 区 分 (該 当 す る も の の □ に レ 印)		<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 借用			
他 の 産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 の 有 無		<input type="checkbox"/> 有 (明細は附表に記載) <input type="checkbox"/> 無			
備 考					

- (注) 1 複数の施設の有する場合は、施設ごとに届出書を提出してください。
 2 産業廃棄物処理施設設置許可証の写しのほか、焼却施設又は最終処分場の平面図及び敷地内の配置図を添付してください。
 3 届出を行う施設以外に施設の設置許可を受けた施設を有する場合は、附表に記載してください。

様式第23号附表

焼却施設又は最終処分場の設置届出に係る他の産業廃棄物処理施設の明細

中	名 称	
---	-----	--

中間処理施設	施設の種類又は処理方法 (該当するものの□に \surd 印)	<input type="checkbox"/> 破砕	<input type="checkbox"/> 選別	<input type="checkbox"/> 中和	<input type="checkbox"/> 脱水
	所在地	(電話)			
	名称				
中間処理施設	施設の種類又は処理方法 (該当するものの□に \surd 印)	<input type="checkbox"/> 破砕	<input type="checkbox"/> 選別	<input type="checkbox"/> 中和	<input type="checkbox"/> 脱水
	所在地	(電話)			
	名称				
中間処理施設	施設の種類又は処理方法 (該当するものの□に \surd 印)	<input type="checkbox"/> 破砕	<input type="checkbox"/> 選別	<input type="checkbox"/> 中和	<input type="checkbox"/> 脱水
	所在地	(電話)			
	名称				
中間処理施設	施設の種類又は処理方法 (該当するものの□に \surd 印)	<input type="checkbox"/> 破砕	<input type="checkbox"/> 選別	<input type="checkbox"/> 中和	<input type="checkbox"/> 脱水
	所在地	(電話)			
	名称				
中間処理施設	施設の種類又は処理方法 (該当するものの□に \surd 印)	<input type="checkbox"/> 破砕	<input type="checkbox"/> 選別	<input type="checkbox"/> 中和	<input type="checkbox"/> 脱水
	所在地	(電話)			
	名称				

(注) この様式は、様式第23号により焼却施設及び最終処分場の設置届出を行う場合において、届出を行う施設以外に施設の設置許可を受けた施設を有するときに添付してください。

様式第24号

(令3規則81・一部改正)

様式第24号

長崎県 長 宛 者 年 月 日 受付印		住所又は所在地		
		氏名又は名称及び代表者名		
		個人番号又は法人番号		右3桁まで記入ください
		応答部署名 及び担当者氏名		(電話)
		<input type="checkbox"/> 焼却施設 <input type="checkbox"/> 最終処分場 (該当するもの の□に \searrow 印)	名称 所在地	(電話)
産業廃棄物税焼却施設又は最終処分場の設置届出事項変更届出書				
長崎県産業廃棄物税条例第16条第2項の規定により、届出事項の変更を下記のとおり届け出ます。				
変更区分		① 納税者の住所又は所在地 (電話番号) ② 納税者の氏名又は名称並びに代表者氏名 ③ 焼却施設又は最終処分場の名称 (電話番号) ④ その他 ()		
変更区分番号	変更前	変更後	変更年月日	
変更の理由				
摘要				

(注) 定款及び住民票に異動がある場合は、その異動後のものを添付してください。